

やまがた教育の日を定める要綱

(趣旨)

第1条 県民一人ひとりの教育に対する関心と理解を深め、学校、家庭及び地域の連携・協力の下、本県教育の充実に向けた取組みを推進することにより、教育県山形の歴史を受け継ぎ、「教育を支える文化・風土」をはぐくむとともに、未来の山形を担う心豊かでたくましい子どもたちを育成するため、ここにやまがた教育の日を定める。

(やまがた教育の日)

第2条 やまがた教育の日は、11月第2土曜日とする。

(やまがた教育月間)

第3条 やまがた教育の日の趣旨にふさわしい取組みを行う期間として、毎年11月をやまがた教育月間とする。

(県の取組み)

第4条 県教育委員会は、市町村教育委員会、学校、教育に関係する機関及び団体、県民等との連携・協力の下、やまがた教育の日の趣旨に沿った取組みを実施するとともに、広く県内への普及を図り、県民による主体的な取組みを促進するものとする。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、やまがた教育の日に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成24年7月5日から施行する。